

# ISHIDA まちづくり ニュース

第63号(平成21年9月) (株)石田技術コンサルティング

## 地域商店街活性化法とまちづくり

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(地域商店街活性化法)が、平成21年7月15日に公布され、8月1日に施行されました。

同法は、『地域住民の需要に応じた事業活動の推進』という点に特徴があり、地域に密着した商店街の取組みのあり方を示しているといえます。

住民からの期待に応え、それを商店街の活性化につなげるという同法の考え方を確認し、同法に基づく支援制度などの有効活用方法を考察します。

## 地域商店街活性化法の概要

### ■目的

商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」という機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的に、商店街振興組合等による、地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する取組みに対し、補助金、税制、人材育成など総合的な支援を行う。

「地域コミュニティの担い手」…近年、我が国の地域社会では、人口減少が現実となり、少子高齢化が進展するなど社会構造の劇的な変化を背景に、本来のコミュニティ機能が低下しつつある。一方、生活の質の向上や心の豊かさ等への人々の関心が高まる中、商店街の主な顧客である地域住民からは、高齢者や子育て世代への支援、防犯・防災対策、地域文化の保存・継承、歴史的な街並みの保全、環境・リサイクル活動等の地域コミュニティ機能を商店街が担うことへの期待が高まりつつある。一部の意欲ある商店街においては、こうした地域住民からの期待を適確にとらえ、地方公共団体や、地域の関係機関である商工団体、NPO法人等との連携も図りつつ、「地域コミュニティの担い手」として地域に役立つ取組みを行った結果、商店街への来訪者が増加するなど商店街の活性化に成果を上げている。

### ■商店街活性化事業計画の認定及び支援

経済産業大臣が、都道府県及び市町村に意見を聴き、配慮した上で、商店街振興組合等が策定した「商店街活性化事業計画」を認定。認定事業に対し、支援を実施。

- ① 認定事業に対する補助金(中小商業活力向上事業費補助金の補助率を1/2から2/3)
- ② 認定事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対して、1,500万円を上限に譲渡所得の特別控除
- ③ 認定事業を行う小規模企業者に対し、設備資金貸付(無利子)の貸付割合引上げ
- ④ 保険限度額の拡大、填補率の引下げ、保険料率の引下げ(中小企業信用保険法の特例)

## ＜商店街活性化事業計画の概要＞

### ●計画策定主体

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会

### ●商店街活性化事業の内容

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業で、次のいずれにも該当するもの

- ・地域住民の需要に応じて行う事業であること  
～アンケート調査や市場調査等により把握
- ・商店街の活性化の効果が見込まれること  
～商店街への来訪者の増加、商店街における空き店舗数の減少等
- ・他の商店街にとって参考となり得る事業であること  
～事業内容の新規性や事業の実施方法に創意工夫が認められる等

### 【想定される事業内容】

- 空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置・運営
- 街路のバリアフリー化
- 集客イベント等を支援組合と一体となって事業を行う組合員等に対する支援等

### ●実施期間

3年程度

## ＜効果的な活用方法について＞

地域の商店街再生のための事業方策としては、「中心市街地活性化法」による総合的な活性化施策の実施や「まちづくり交付金」等によるハード・ソフトの一体的な事業展開が想定されますが、「地域商店街活性化法」により、非常に限られた商店街の範囲で集中的かつ短期的な活性化策を展開できることは大きなメリットであると考えられます。

また、住民の期待に応えるというスタンスで、商店街関係者が主体的に事業展開する形であり、即効性が期待されます。

地域コミュニティの場として商店街を再生することは非常に効果的であるといえますが、店主等にとっては、未経験の取組みであり、行政等と協働体制をつくることが成功の秘訣であるといえます。

また、同法による「商店街活性化事業」は短期集中的に実施する必要があるため、必要最低限の内容に留め、その他事業方策(まちづくり交付金等)と連携することにより、行政施策と商店街施策を複合的かつ柔軟に実施することが、双方の事業効果を高める上で効果的であると考えます。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタント まちづくり担当

TEL ; 0568-73-1085

FAX ; 0568-73-1099

e-mail ; hasegawa\_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、  
「頼れる！まちづくりのパートナー」としての  
『コミュニティ・コンサルタント』  
を目指しています。



株式  
会社

石田技術コンサルタント